

## 脳・心臓疾患の労災認定に関する関係法令

### ○労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

（療養補償）

第 75 条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

### ○労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抄）

（業務災害に関する保険給付の種類）

第 12 条の 8 （第 1 項 略）

② 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第 75 条から第 77 条まで、第 79 条及び第 80 条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 89 条第 1 項、第 91 条第 1 項、第 92 条本文、第 93 条及び第 94 条に規定する災害補償の事由（同法第 91 条第 1 項にあつては、労働基準法第 76 条第 1 項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

（第 3 項 略）

### ○労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）（抄）

（業務上の疾病）

第 35 条 法第 75 条第 2 項の規定による業務上の疾病は、別表第 1 の 2 に掲げる疾病とする。

別表第 1 の 2（第 35 条関係）

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

(参考)

労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書（平成21年12月）（抄）

## 4 検討疾病に係る検討結果

## (7) 過重負荷による脳・心臓疾患

過重な業務による脳・心臓疾患については、「過重負荷による脳血管疾患及び虚血性心疾患等に関する専門家会議」の報告書（昭和59年5月）に基づき、当時の労働基準法施行規則第35条に関する検討会が、「別表第1の2第9号に該当することとして取り扱うことが妥当」と結論し、現在までその取扱いが継続されてきた。

しかしながら、平成13年の「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」（別添6）においては業務による過重負荷を原因とする脳・心臓疾患の発症機序が詳述され、これを踏まえた脳・心臓疾患の認定基準が同年に定められて今日に至っており、この間、同報告書の考え方に基づく行政判断が積み重ねられ、また、裁判実務においても同報告書の考え方に基づく判断がおおむね定着してきたものと認められることから、現時点において、脳・心臓疾患については業務との間の因果関係が医学経験則上確立したものと認めて差し支えないと考えられる。

本検討会としては、このような状況に鑑みれば、過重な業務による脳・心臓疾患を、労基則別表第1の2において、より具体的に例示列举することが適当と判断する。